32　特例フィリピン人第十四陣介護福祉士候補者　令和四年度にフィリピン人介護福祉士候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。

33・34　（略）

三　（略）

第二・第三　（略）

第四　厚生労働省による確認

一　特例フィリピン人看護師候補者の要件の確認

平成二十一年度から令和五年度までに入国したフィリピン人看護師候補者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けようとするものを受け入れようとする機関からの依頼に応じて、厚生労働省職業安定局長は、当該機関が日フィリピン協定に基づき当該フィリピン人看護師候補者を現に雇用するものであるか否かを確認するとともに、同省医政局長は、第二の一の1の(2)及び(3)の要件、同2の(2)の要件並びに同3の(1)及び(2)の要件を満たすか否かを確認し、同省職業安定局長及び医政局長は、それらの結果を当該機関に対して通知するものとする。

二　特例フィリピン人介護福祉士候補者の要件の確認

平成二十一年度から令和四年度までに入国したフィリピン人介護福祉士候補者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けようとするものを受け入れようとする機関からの依頼に応じて、厚生労働省職業安定局長は、当該機関が日フィリピン協定に基づき当該フィリピン人介護福祉士候補者を現に雇用するものであるか否かを確認するとともに、同省社会・援護局長は、第二の二の1の(2)及び(3)の要件、同2の(2)の要件並びに同3の(1)及び(2)の要件を満たすか否かを確認し、同省職業安定局長及び社会・援護局長は、それらの結果を当該機関に対して通知するものとする。

第五・第六　（略）

**別表第一**（第一の三、第二の一、第五の一関係）

| 区分 | 年度 |
|---|---|
| （略） | （略） |
| 特例フィリピン人第十四陣看護師候補者 | 令和七年度 |
| 特例フィリピン人第十五陣看護師候補者 | 令和八年度 |

**別表第二**（第一の三、第二の二、第五の一関係）

| 区分 | 年度 |
|---|---|
| （略） | （略） |
| 特例フィリピン人第十三陣介護福祉士候補者 | 令和七年度 |
| 特例フィリピン人第十四陣介護福祉士候補者 | 令和八年度 |

（新設）

31・32　（略）

三　（略）

第二・第三　（略）

第四　厚生労働省による確認

一　特例フィリピン人看護師候補者の要件の確認

平成二十一年度から令和四年度までに入国したフィリピン人看護師候補者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けようとするものを受け入れようとする機関からの依頼に応じて、厚生労働省職業安定局長は、当該機関が日フィリピン協定に基づき当該フィリピン人看護師候補者を現に雇用するものであるか否かを確認するとともに、同省医政局長は、第二の一の1の(2)及び(3)の要件、同2の(2)の要件並びに同3の(1)及び(2)の要件を満たすか否かを確認し、同省職業安定局長及び医政局長は、それらの結果を当該機関に対して通知するものとする。

二　特例フィリピン人介護福祉士候補者の要件の確認

平成二十一年度から令和三年度までに入国したフィリピン人介護福祉士候補者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けようとするものを受け入れようとする機関からの依頼に応じて、厚生労働省職業安定局長は、当該機関が日フィリピン協定に基づき当該フィリピン人介護福祉士候補者を現に雇用するものであるか否かを確認するとともに、同省社会・援護局長は、第二の二の1の(2)及び(3)の要件、同2の(2)の要件並びに同3の(1)及び(2)の要件を満たすか否かを確認し、同省職業安定局長及び社会・援護局長は、それらの結果を当該機関に対して通知するものとする。

第五・第六　（略）

**別表第一**（第一の三、第二の一、第五の一関係）

| 区分 | 年度 |
|---|---|
| （略） | （略） |
| 特例フィリピン人第十四陣看護師候補者 | 令和七年度 |
| （新設） | （新設） |

**別表第二**（第一の三、第二の二、第五の一関係）

| 区分 | 年度 |
|---|---|
| （略） | （略） |
| 特例フィリピン人第十三陣介護福祉士候補者 | 令和七年度 |
| （新設） | （新設） |